

# とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会

## とりまとめ

平成28年3月

とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会

# とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会とりまとめ

## 目次

### I はじめに

### II 技術者に求められる技術、知識及び技術者資格に係る評価の視点の設定

- (1) 技術者に求められる技術、知識
- (2) 民間資格に係る評価の視点の設定

### III 評価の視点の検証

- (1) 試験実施機関へのヒアリングの実施
- (2) 評価の視点の検証
  - 1) 既存資格者の実態に関する事項
  - 2) 試験制度に関する事項
  - 3) 試験内容に関する事項
- (3) 検証結果

### IV おわりに

## とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会とりまとめ

### I はじめに

建設業許可を得ている建設業者は、請け負った建設工事を施工する際、工事現場毎に施工の技術上の管理をつかさどる技術者を配置する必要がある。さらに、技術者は国家資格又は一定以上の実務経験を有する者等であることが規定されている。一方、民間資格についても、受験者が十分な技術力を有することを評価できる資格については、その活用が求められている。

このような状況のもと、平成27年9月に「とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会」が設置され、本検討会において、とび・土工工事業に関する民間資格を主任技術者の資格要件に位置づける仕組みについて検討を始めた。

一方、平成27年10月に横浜市のマンションに端を発した基礎ぐい工事に係る問題の発生を受け「基礎ぐい工事問題に関する対策委員会」が設置され、同年12月に中間とりまとめ報告書が提出された。本報告書は、「とび・土工工事業の主任技術者の要件に、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間試験に合格した者を追加する措置を講じるとともに、試験内容に国土交通省が示す一般的施工ルールを盛り込むこと」と記載している。また、電流計データ等の流用が業界全体に広がっていた事実を踏まえ、高い倫理観について言及している。

このような背景も踏まえ、今般、当検討会の審議内容を次のとおりとりまとめたところである。

### II 技術者に求められる技術、知識及び技術者資格に係る評価の視点の設定

#### (1) 技術者に求められる技術、知識

技術者資格は、当該資格が対象とする工事に関する「専門的知識、技術的知識」や「安全管理、施工管理能力」及びそれらに係る「関係法令の知識」が評価できる内容となっている必要があると考えられる。

また、とび・土工工事業における工事の内容は、

- ・足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事
- ・くい打ち、くい抜き及び場所打ちぐいを行う工事
- ・土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事
- ・コンクリートにより工作物を築造する工事
- ・その他基礎的ないしは準備的工事

と多岐にわたっていることから、「当該資格が関連する工事と工事業種全体

との関係性」についても確認することが必要と考えられる。

## (2) 民間資格に係る評価の視点の設定

評価の視点にかかる「試験内容に関する視点」に関する項目を次のとおりとした。

### 【視点1 専門的知識、技術的知識】

- ・工学的基礎知識を評価できる内容となっているか
- ・当該工事に関する知識を評価できる内容となっているか
- ・当該工事に関する技術基準、マニュアル等に関する知識を評価できる内容となっているか

### 【視点2 安全管理、施工管理能力】

- ・安全管理、施工管理に関する知識があるか
- ・実務経験を有することを確認できる内容となっているか

### 【視点3 関係法令の知識】

- ・建設業法、その他関係法令の知識等を評価できる内容となっているか

### 【視点4 技術者倫理】

- ・技術者倫理を評価できる内容となっているか

### 【視点5 当該工事業種での関係範囲】

- ・当該資格が関連する工事と、工事業種全体との関係性はどうかしているのか

また、「試験制度に関する視点」に関する項目を次のとおりとした。

### 【視点1 受験者数、合格者数】

- ・累計の合格者、資格保有者が一定数以上あるか

### 【視点2 受験資格】

- ・幅広く受験できるか

### 【視点3 試験会場】

- ・全国的に分散しているか

### 【視点4 試験の適切、公平性】

- ・「試験委員会」等を設置するなど、問題作成に際して適切で公平性を確保しているか

### 【視点5 資格取得者の取扱い】

- ・合格者に管理番号を記載した証明書等を交付するものであるか
- ・合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであるか

- ・不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであるか

また、既存資格者が工事業種全体又は当該工事でどのような役割を果たしているのか実態を把握することも必要であると考えられる。

### Ⅲ 評価の視点の検証

#### (1) 試験実施機関へのヒアリングの実施

上記で整理した評価の視点について、とび・土工工事業に係る民間資格である「基礎施工士」を題材として、適切に評価できるか検証を行った。

基礎施工士試験が受験生の技術及び知識、技術者倫理をどのように評価しているかを確認するため、試験実施機関である一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会に対してヒアリングを行った。

なお、基礎施工士試験は、平成 26 年度まで行われていた「基礎施工士試験」及び「既製杭施工管理技士試験」を統合し、平成 27 年度から新たに行われた試験であるため、旧試験も含めて確認した。

#### (2) 評価の視点の検証

基礎施工士試験における既存資格者の実態、試験制度、試験内容について、それぞれ評価の視点を検証した。

##### 1) 既存資格者の実態に関する事項

「既存資格者の実態」について、「公共住宅建設工事共通仕様書」等において、場所打ちぐい又は既製ぐいにおける施工管理技術者として能力のある者と扱うことができる等の記載があることから、場所打ちぐい及び既製ぐいの施工管理に重要な役割を果たしている資格と考えられる。

##### 2) 試験制度に関する事項

「受験者数、合格者数」については、これまで多くの合格者を輩出しており、くい工事の分野では普及している資格と考えられる。また、「受験資格」については、個別の制約を受けることなく幅広い受験が可能となっているとともに、「試験会場」については、全国どこからでも受験が可能となっている。さらに、「試験の適切、公平性」についても、試験事務を第三者委員会にて実施するなど、適切かつ公平性が担保された試験制度になっている。

「資格取得者の取扱い」については、合格証明書に管理番号が設定されていることや不良・不適格な資格取得者に対する資格の抹消の手続き、資

格取得者に対する更新制度が設けられていることから、適切な措置が講じられていると考えられる。

### 3) 試験内容に関する事項

基礎施工士については、場所打ちぐい及び既製ぐいに関する「専門的知識、技術的知識」「安全管理、施工管理能力」「関係法令の知識」「技術者倫理」「当該工事業種での関係範囲」について出題されており、これらを評価できる内容であると考えられる。

なお、2つの旧試験を統合したことに鑑み、現場での豊富な実務経験によって得られる技術及び知識に関しても出題するなど、今後も試験問題の質を向上していくことが必要と考えられる。

また、今後、支持ぐいとして既製コンクリートぐいを用いた基礎ぐい工事については、少なくとも「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（平成28年3月4日国土交通省告示第468号）（以下、「一般的施工ルール」という。）に関する知識の習得が必要であるとともに、関係機関が作成する自主ルールに関する知識についても習得が必要と考えられる。

### (3) 検証結果

上記で検討した評価の視点について、基礎施工士を題材として検証した結果、視点毎の項目は適切に設定されており、妥当であると考えられる。

また、評価の視点に適合すると判断される資格であっても、今後、それらの試験制度及び試験内容の運用が適切に実施されているか、特に試験制度等に変更があることを想定の上、定期的に確認を行う必要があると考えられる。

## IV おわりに

本検討会では、基礎施工士を題材として、とび・土工工事業における民間資格を主任技術者要件に位置づけるための評価の視点を整理した。

また、とび・土工工事業の許可業者が施工することができる工事は幅広いことから、評価の視点に適合する民間資格であっても、必ずしもとび・土工工事業全ての工事の専門的知識、技術的知識等を有していないことが想定される。

基礎施工士は、場所打ちぐい及び既製ぐいに係る資格であり、とび・土工工事業の工事内容を網羅する資格ではないことに留意が必要である。

したがって、民間資格の活用にあたっては、工事内容に応じて適正な技術者を配置することが望ましい。

(参考1)

とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会 委員

安 達 俊 夫          日本大学理工学部建築学科教授

岸 田 慎 司          芝浦工業大学工学部教授

◎ 日下部 治          茨城工業高等専門学校長

清 水 武              日本鳶工業連合会専務理事

◎ 座長      (五十音順、敬称略)

(参考2)

## とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会 開催状況

<第1回>平成27年9月10日

- 本検討会の規約（案）
- とび・土工工事業の概要
- とび・土工工事業に必要とされる技術・知識、評価基準

<第2回>平成27年9月30日

- 試験実施機関へのヒアリング
  - (一社) 日本基礎建設協会
  - (一社) コンクリートパイル建設技術協会

<第3回>平成28年2月23日

- 試験実施機関へのヒアリング
  - (一社) 日本基礎建設協会
  - (一社) コンクリートパイル建設技術協会

<第4回>平成28年3月16日

- 第3回検討会指摘事項について
- とりまとめ（案）について

(参考3)

評価の視点の一覧

既存資格者の実態		既存資格者が工事業全体又は当該工事でのどのような役割を果たしているか	
試験制度	受験者数、合格者数	累計の合格者、資格保有者が一定数以上あるか	
	受験資格	幅広く受験できるか	
	試験会場	全国的に分散しているか	
	試験の適切、公平性	「試験委員会」等を設置するなど、問題作成に際して適切で公平性を確保しているか	
	資格取得者の取扱い		合格者に管理番号を記載した証明書等を交付するものであるか
			合格者の知識及び技術の維持向上のための措置が適切に講じられているものであるか
		不正又は著しく不当な行為をした場合における登録の抹消等のための審査手続が適切に定められているものであるか	
試験内容	専門的知識、技術的知識	工学的基礎知識を評価できる内容となっているか	
		当該工事に関する知識を評価できる内容となっているか	
		当該工事に関する技術基準、マニュアル等に関する知識を評価できる内容となっているか	
	安全管理、施工管理能力	安全管理、施工管理に関する知識があるか	
		実務経験を有することを確認できる内容となっているか	
	関係法令の知識	建設業法、その他関係法令の知識等を評価できる内容となっているか	
技術者倫理	技術者倫理を評価できる内容となっているか		
当該工事業種での関係範囲	当該資格が関連する工事と、工事業種全体との関係性はどうか		